

第4回 奈良県子どもの貧困対策会議議事概要

平成28年1月26日(火)

大和ビル 5階 会議室

【議題：(仮称) 奈良県子どもの貧困対策計画(案)について】

— — 事務局 説明 — —

(神原会長)

提案された計画書案のとりまとめ、報告された新施策等、全般的な対応についてご意見をいただきたい。

第一章、基本的な考え方、資料1の支援対象となる子どもの明確化、支援対象となる子どもの課題とそれを解決するための支援策の位置づけについて、ご意見を。

(今井委員)

支援対象となる子どもの明確化で、基本的な考え方が出ているが、実は就学援助のことで、ある母親から、学校の先生から就学援助の用紙が配られて、先生に提出することに抵抗があるので、直接、教育委員会に提出するようにはいけないかというご意見をいただいたことがある。支援対象を明確化したときに、例えば、居場所にこういう子どもしか来られないということになると、行くことに対する抵抗感があるのではないかと気になったところ。

(こども家庭課)

居場所づくりについては、特にひとり親家庭の子どもや生活困窮世帯の子どもは、多くの地域の子どもたちと交わり、ふれあうことが大事だと考える。だから、そういう方に必ず特定するとかそういうことはない。いろんな地域の子どもたちと親と関わる居場所づくりでありたい。

(神原会長)

就学援助の申請先は、教育委員会ではないのか。

(学校教育課)

現状としては、学校によって、担任の先生から、事務から、人権教育担当からのご案内と、同じような形ではない。事務手続きについては、先生を通して行われることは十分に

考えられる。

(神原会長)

子どもたちが、自分の家庭は、生活保護家庭とか、就学援助を受けている家庭だと、引け目を感じなくていいような、そしてプライバシーが守られるような方策を講じてほしい。

この点に関して、対象の子どもを明確化するというのは、とても大事なことだが、以前に、自治体によって就学援助の基準が異なっていると聞いたことがあり、その基準の明確化も大事。できるだけ広く就学援助の対象の子どもたちを救っていただきたい。

(中川委員)

「児童養護施設と社会的養護」について、人材確保がすごく難しい。社会的養護では、生活の場として、特定の大人が子どもに寄り添う家庭的な関係作りにおいて、養成学校の問題等がある、どのような形にされていくのか。

(神原会長)

第二章の経済的困難等を抱える子どもの状況と課題で、社会的擁護の子どもたちが生活している施設の住環境や、職員数等を教えてほしい。

(こども家庭課)

社会的養護における家庭的養護の推進は、国の専門委員会の在り方検討会の中で、里親の推進、従来の大舎ではなく小規模化し、地域に分散していく取組が必要、とある。その背景には、子どもの養育は、特定の大人が関わり、安定的な愛情関係を持つことが、その後の成長にとっても望ましいという観点がある。奈良県の児童養護施設においても小規模化を推進されており、基本的な考え方は同じだと考えている。一方、施設職員の確保の問題がある。国でも措置費の単価等についての見直しも順次なされている。それで人が来るのかという問題もあるが、それらを踏まえて、今後、検討していきたい。

(中川委員)

できれば養成校などの問題も併せて考えてほしい。職員が施設に入ってから勉強するのではなく、施設に来る前に養成校で養成を。保育所の保育士も児童養護施設の保育士も資格は一緒。実習はわずか10日ほど。乳児院にくる職員も乳児院で実習しなくても保育士の資格が取れ、それで就職してくる。そのような部分、養成校のこと、これからの人材確保のことを考えてほしい。

(神原会長)

社会的養護について、伊藤委員が詳しい、少し補足を。

(伊藤委員)

一点目は、これまでの3回の審議会では、社会的養護についてはあまり深く議論がされなかった印象がある。とりまとめの段階なので、今後どういう形で社会的養護の子どもたちを支えていくことができるのか、もう少し具体的に、今後の検討課題をあげられたらいいと思う。中川委員から指摘があった、養成校との連携も含めて、今後の課題として加える必要がある。

二点目は、現在、地域で里親家庭の元で暮らしている子どもの支援についても十分に検討がされていなかった。里親家庭への子育て支援を、どう位置づけていくのか、という視点も必要。ただ、子どもの貧困対策会議であり、その他の社会的擁護に関する検討会議等もあり、どちらのmatterで、どう連携していくかも含め、検討する必要がある。

(黒飛委員)

生活保護の子どもが集まる教室があるとすると、それは、外から分かってしまう。各小・中学校校区ではすすめにくい。電車で行くならいいが、学校内なら行きたくない、あるいはひとり親家庭で、友達が行くならいきたいけど、その子が対象ではないという時にいけなくて、救える子が救えないなど。

教育を受ける権利は、子どもの権利。国や県が保障する。地域も、やる気のある人に対してはしっかりと支援をする、そんな気概を持って、教育することを考えていきたい。

(神原会長)

子どもたちに、子どもの権利条約についてわかりやすく学んでもらい、権利意識を身につけてもらう。この施策は、ひとり親家庭だけ、生活保護家庭の子どもだけ、とか子どもを分けてしまうのではない。本当に対象となる子どもには、ひとり親家庭の子ども、生活困難な子ども、児童養護施設の子どもの、など分け隔てなく、学習支援を受けたかったら、話したかったらここに来ていいよ、と誰もが来られるような場の提供が大事。支援を必要とする子どもは、全部一緒に受けられることが非常に大事。

(佐々木委員)

一点目は、対象にする子どもの範囲を確定すること。ひとり親家庭の子どもや、社会的養護を受けている子どもはある程度特定ができるが、生活保護を受けている子ども、就学援助を受けている家庭の子どもは、次のような問題がある。

生活保護や就学援助を受けた方がいい家庭があっても、どの程度の家庭がそのサービスを受けているか、遠慮や制度を知らなくて繋がっていない家庭も多いと思う。対象者を絞っていくより、広めに捉える。その中で、例えば就学援助を受けられるよ、とサービスを広げていく努力が必要。

二点目は、中川委員がお述べのように、人だと思う。施策を実現していくときに、使える、生きた制度にするには、それを支える人をどう育成していくかがとても大事。

学力の向上、困難を「生きる力」の育成のところでも、①、②では学習ボランティアが、③では高等教育の時に指導員が、ウ④では、大学生ボランティアが不登校児童生徒の悩みを受け止めるという大きな役割を担うことが出てくる。これらの人を奈良県で何人登録して派遣をしていくか。制度を作り、目標を立て、どのような形で人を養成し、どのくらい各地域に届けるのか。ボランティアだと人数がわからない。熱心な方々の善意に頼っているだけでは、県の政策としては物足りないのではないかと。必要な制度や予算をきちんとつけてほしい。

(神原会長)

人の問題が大きな問題。例えば、児童養護施設はどこも人手不足だと聞いている。なぜ、人手不足か。労働条件が厳しく、給料が安い。子どもの半数以上が虐待で保護を受けた子どもで、心に傷を抱えている為に、時には暴れたり、それが職員や年下の子どもたちに向けられたりし、その対応で疲れてしまう。本当は資格のある指導員に来てほしいが、誰でもいいから、みたいな状況と聞いている。奈良県内の児童養護施設などの処遇改善、人材確保、研修が受講出来る体制などが構築されないと、国の基準だけではとても厳しい状況が続くのではないかと。

福祉人材の確保は、介護・高齢者支援の職員も含めて大きな課題。

(地域福祉課)

平成27年9月1日、奈良県福祉・介護人材確保協議会を立ち上げた。介護・子育て関係の福祉も含めた人材確保について、認証制度を導入し、一定の基準、例えば資格や認証基準を設け、それをクリアしている事業所を知事が認証し、公表していくことで、各事業所のレベルを上げていき、多くの方々に新規参入いただけるよう、また、新卒学生も含めて事業所に就職していただけるよう、検討を進めているところ。

(野儀委員)

貧困は目に見えないところもあり、あえて、私たちは貧困ですともいわないので、現場において、その方が困っているのか、困っていないのかを察知して、支援に繋げるのがとても大切になってくる。人の配置は本当に大切で、配置した人をどのように養成していくか、察知能力を高めていくか、そのような目をもっていけるかが大切。

(谷委員)

安心、安全の居場所づくりで、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とあるが、放課後児童クラブは学童保育所のことか。

放課後子ども教室は、学期に1、2回程度の実施状況のところも、今後、どのように拡大していくのか。働く母親の場合、長時間家を空け、子どもを留守番させないといけないので、どの程度の時間まで開催できるのか確認したい。

経済的な支援で、就学援助等は各家庭に支給されるが、例えば、就学援助の分は学校に直接支給できるのか。

ソーシャルワーカーの活用について、要保護児童地域対策協議会の対象は、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者とされている。これは、児童虐待以外の困難を抱える、ハードな、しんどいと思われる家庭環境の子どもも対象と広く解釈していいのか。ケースバイケースでもあると思うが、同協議会にスクールソーシャルワーカーが参加できるのか。

(人権・地域教育課)

放課後子ども教室について、教室実施校の増、実施日数の増の双方の課題があると認識している。現在、小学校200、中学校100、約300で、のべ3,000前後の開催日数を数えている。市町村と協力しながら増やしていきたい。開催時間は、学童保育所と連携して支えていきたいと思っている。

(神原会長)

就学援助を学校に直接支給し、子どもに直接使えるようにはならないのか。

(学校支援課)

就学支援金は子どもの学費に使われているが、例えば、他府県では、バウチャーの形で使途を限定しているところはある。子どもに対するお金を、学校が責任を持ち、どのように管理するかは、権限の問題や、どこまでが適正かなど、課題が多い。必要最低限のものは学校でそろえていくなど、検討する余地はあると思う。

(神原会長)

非常に大事な点で、子どもに必要な支援が、確実に子どもに届くような施策を講じていただきたい。

(こども家庭課)

要保護児童地域対策協議会は、法的には、保護を要する子ども全般についての協議会。現状は、児童虐待対策の為の協議会。子どもの貧困、経済的に困難な状況への対策として、ひとつのモデルとして、この組織を活用できないかということで、記載している。

(神原会長)

第三章を含め、ご意見、ご質問等いただきたい。

(野儀委員)

要保護児童地域対策協議会は、要保護児童、要支援児童を対象に、各市町村で運営・管理をしている。児童虐待の件数が相当多くなってきており、そこにこの貧困の問題をモデルで入れるのは、十分に検討していないと、本来の虐待を受けた子どもたちを守る役割が、果たせなくなってくる。

(伊藤委員)

最初に示された、ひとり親家庭の約半数が親子で過ごす時間が十分にとれていないという一方で、実際の施策の中でそのような支援が十分反映されていないという印象を持った。例えば、家庭の状況に応じた支援では、子育ての仕方や子どもの接し方を教えるなど、親に対する指導教育的な内容はあるが、親子で楽しむ、とか、楽しい時間を持てるようにするのが必要ではないか。

二点目は、前回も指摘したが、経済的に苦しいので、朝から晩まで働いていることが多いことから、そういった親を雇用している側への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの保障に対する取組を促すような施策を入れていただきたい。

(こども家庭課)

ひとり親家庭は親子で過ごす時間が少ない、という前提で、しつけの在り方などを書いている部分がある。いかに親子で一緒に楽しむ時間を増やせるか、との観点でも検討はしたい。ワーク・ライフ・バランス等については、特にひとり親家庭の母親について、女性関係の計画・施策の中でも検討したい。

(神原会長)

ただ、大阪と比べて奈良県の最低賃金が低い。まだ800円っていない。奈良県全体の賃金の底上げを。

(伊藤委員)

親子でどう過ごすのか。効果的な子育ての仕方とか、どならないしかり方とか、親を指導するという視点の支援だけではなく、親子で楽しい時間を過ごしてもらうことや、レクリエーションのようなもの、親子で生活していることを楽しめる、ポジティブに捉えて明るい気持ちになって安心、安全な生活ができる、もう少し明るい視点がほしい。

全体の骨子が4つあって、「学力の向上、困難を「生きる力」の育成」には、ア、イ、ウ、エの4つの柱がある。「安心、安全な居場所づくり」が2つ、「家庭の生活を下支えする」と、「福祉、教育等行政と地域が連携した支援の推進」が各1つしかないのが、アンバランス

ス。内容を精査・整理して、追加で柱立て出来ないか。

(神原会長)

今のご指摘について、平井委員が会長を務める奈良県母子福祉連合会は、事業をされていると思うが。

(平井会長)

奈良県母子福祉連合会では、今週の日曜日に親子料理教室を実施した。日頃、母親が遅くまで働いているので、親子で和やかに話しながら食事をしたり、料理をすることは普段はないとのこと。年に1回の交流会や、各市・郡の支部でも実施している。こういう機会が必要だと、皆さん希望しておられる。

(神原会長)

母子で、小さい子どもを連れてイベントなどに参加するのは、遠いところは無理。子どもを2人連れ、荷物も持ってとなると、できれば近くの自治体や身近なところで、例えば、クリスマスの行事等楽しい催しが、月に1回くらいあったりすればよい。ひとり親の方は、子連れで旅行、ハイキング、キャンプなど企画してもらえないと行けない。一緒に連れて行ってもらう、子どもを見てもらって、保護者同士で自由に話ができるなど、きめ細かく支援してもらいたい。お金の支援もお願いしたい。

(伊藤委員)

前回から気になっていることで、会議の性格上仕方ないのかもしれないが、ひとり親家庭だから虐待が多いとか、ひとり親家庭だと子どもと過ごす時間が短いとか、所得が低い世帯では自己肯定感が低いとか、どうしても対象児童を明確化するという一方で、ひとり親家庭や生活保護の家庭に限定するために、その根拠としてデータが示され、ラベリングに繋がっていく。これらを根拠に作られる施策なので、ひとり親世帯へのまなざしが厳しいとか、内容に偏りが無いか、とか、そういう視点で内容等を見直していくことは大事だと思う。ポジティブな視点からの支援も検討していただきたい。

(こども家庭課)

資料を作っている側として、気になっている。ラベリングするつもりは全くないが、課題を明確にして、それに対してどういう対応が必要かということを出している。ひとり親家庭の親が見た時、どう思われるかという視点で、表現などを改めて見直したい。

事業の中では、19 ページの保護者・地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、様々な体験活動を実施し、交流をするという事業もある。親子を含めた体験活動も併せてやっていきたい。もう少しうまく表現したい。

(神原会長)

支援対象の方が計画案を読んで、「わかる」と言っていたような、わかりやすい文
言になっているか、再検討をお願いしたい。できるだけ、カタカナや横文字を使わないと
か。言葉の説明書きをつけるなど、お願いしたい。

(森本委員)

骨子の1番 エ 優れた文化・芸術とのふれあいや人々の交流活動のロールモデルがよ
いと思った。特に4番の学校での巡回講演は、私も中・高生の頃に学校で見た。和太鼓や、
中国雑伎団などを体験して衝撃的だった。学校生活では、勉強やスポーツで評価されるこ
とはあっても、他の才能や能力は、評価されづらいと思うが、このような芸術鑑賞を見て、
芸術の分野で評価されている方の存在がすごいと思った。団体は学校側が呼んでくる形に
なるが、多分、生徒側がこういう団体に来てほしいというより、新しい世界が広がるきっ
かけになって良かったと思う。

知人が他県で劇団をやっており、中学・高校で芸術公演を積極的に行っている。生徒と
一緒に脚本を書き、簡単な芝居をしたり、コミュニケーション授業を行っている。それを
きっかけにその劇団の無料のワークショップや体験教室に通い始めた生徒もいると聞いた。
新たな興味を持つことや価値観の形成が、その子の学校生活や人生を豊かにしていくいい
例ではないか。兄弟・親子で参加されている方もいて、親子で新しい楽しみが増える、
いいきっかけになるのではないかと思った。

(神原委員)

家庭の経済状況に関係なく、子どもたちが育つ中で、音楽、芸術、スポーツなどを体験
できる機会が当たり前のように提供され、その指導者がいると、非常に大きい。例えば、
子どもたちが「錦織圭」のテニスのプレイを見て、自分も「錦織圭」になりたい、と思っ
た時、そういう支援があるのか。スポーツクラブに入るにもお金がかかるし、親もついて
いけないといけない、すると、お金がないから、無理、と辞めざるを得ないことが少なく
ないのではないか。学力だけではなく、様々な学びの機会を積極的に後押しすることを、
進めていただきたい。それが、子どもたちの希望に繋がるのではないか。例えば、サッカ
ーのプロの選手を目指せるとか、ピアニストやバレリーナを目指すとか、公的な支援があ
ってもいいのではないか。生活保護世帯やひとり親家庭の子どもたちは、習い事をあきら
めている。そんなお金は出してもらえない、学習もあきらめ、習い事もあきらめている。
後押しするような支援をぜひ行っていただきたい。すぐれた文化、芸術、スポーツ観戦、
体験などが、そのきっかけになるだろう。

(今井委員)

資料2の生活保護世帯の子どもの大学進学率のグラフに関して、奈良県は全体では全国よりも進学率が高いが、生活保護世帯は低い。ここから考えられる施策として、例えば、給付型奨学金制度の創設を考えていただきたい。

住宅では、ひとり親家庭の住宅確保で、県営住宅の一般向世帯と福祉向世帯と出ている。今もこのような区分けで募集していると思うが、現在とどこが違うのか教えていただきたい。

(住宅課)

現在の取組として、ひとり親家庭の住宅を支援するための施策を記載している。

(神原会長)

ひとり親支援で、非常に住宅費が高く、住宅支援が乏しい。

地域によると思うが、公営住宅の抽選倍率が高くて入れない方が少なくない。抽選であたった人は、恩恵を受けることができるが、外れた人は恩恵を受けることができない。果たしてそれで貧困対策と言えるのだろうか。例えば、生活保護や就学援助は対象者全員に援助がある。ところが住宅に関しては抽選で、外れた人は残念でした、である。貧困対策として住宅費の補助を考えていただきたい。

(住宅課長)

県営住宅の抽選倍率は、約2倍程度。福祉世帯向け特別枠は、ほぼ1倍を割っており、入居いただけている状態。

(佐々木委員)

公営住宅に関わって1つ。離婚が成立すると、その枠で申し込みができるが、一番しんどいのは、まだ離婚が成立していなくて、中途半端な状態で自立ができない方。生活費も不安定で、公営住宅に入りたいけれど、申請できない。例えば、児童手当は、調停で協議中であることを証明すれば受給者を切り替えることができるようになっている。同じように離婚を協議中なら、ひとり親と同じ形で申込みないか。同じような話では保育料がある。離婚協議中であれば母親の所得で算定するなど、既存の制度を利用しながら、工夫していただけたらと思う。今回入っていないが、このような言葉が盛り込まれていると、ひとり親家庭の親がとても喜ぶと思う。

(神原会長)

離婚協議中の状態が、一番、生活困難。仕事も安定しないなど。困っているが、福祉施策にのってこないような世帯が貧困対策からもれないように、子どもに焦点をあてて支援を広げていただきたい。

(野儀委員)

困っている子どもたちを助ける為には、やはり、教育と福祉。4番の連携した支援の推進はとても必要だと思う。そういう子どもを早期に学校現場で発見し、福祉と連動させてうまくソーシャルワーカーや制度を利用したり、民間のものも活用しながら、つないでいくことがとても大事だと思う。なるべく市町村に考え方を下ろしていただいて、ともに実施できたらうれしいと思う。

(神原委員)

4番目の福祉と教育の連携のところで、たとえば県も、市町村も、庁内で福祉や教育や住宅施策が連携していくしくみを確立することがまずひとつ。その行政と地域、学校現場なども繋がっていく。まず行政機関の中で、縦割りではなくて横串をさしてつなぐしくみを作っていたきたいと思う。それは新しい項目としてあがるのではないかと思う。

(黒飛委員)

今の話と重なるが、まず、なかなか勉強に集中できない、学校の授業に出られない子どもがどういう状況にあるか。家に帰っても誰もいないし、支えてくれる人もいない。食事ができているのか、ひとりか、あるいは兄弟だけでずっともっているのではないか。それをどのように支えるか。ここにすれば食べられるとか、ひとりだけで過ごさないでという、そういう場所がある。だんだん心が落ちついて来ると、夢を持ち始める。こういう風にしたいと形として見えてくる。

支援が必要な子を発見したら、まず、それぞれの機関が生活を支える、これが一番大事で、緊急の課題。長期的に5年、10年、ずっとしていかなければならない支援というのが教育。その組織や支援の形を市町村などで増やして、明確に示していただきたいと思う。

(神原会長)

子どもたちの学習支援というより、生活そのものを地域で支える仕組みを作っていくことが大事。

(谷委員)

現場で仕事をする中で悩んでいるのが、母子医療制度の市町村差。〇〇市であれば、子ども医療は18歳まで使えるが、××市では6歳まで、等。喘息、アレルギー等の慢性疾患をお持ち場合で、生活保護は受給できない所得水準だと、医療費が負担となるため、子どもに適切な医療を受けさせられない。医療費の視点を盛り込んでいただきたい。

(神原委員)

子ども医療だけでなく、親の医療も後回しになる。例えば、ひとり親家庭の支援策である医療費助成が立替払いでは、手元に現金がないと医者にかかれない。

子どもが病気の時に、親が仕事を休まないといけないことがある。また、親が伝染病にかかった際等の緊急のサポートができない。家庭の生活を下支えするという項目に、家事支援事業サービスの充実を記載いただきたい。緊急に人を派遣できる、母子ともに病気になった時等、誰かがケアをしてくれるとか、きめ細かい支援が必要だと思う。

21 ページの経済的困難な環境にある「子どもの学習支援・居場所づくり」は、ひとり親家庭の子どもの学習支援は高校を卒業するまで、生活困難世帯の子どもの生活・学習支援が中学卒業で終了している。せめて、高校卒業まで実施してほしい。児童養護施設の子どもの学習支援も入れてほしい。児童養護施設の子どもたちが施設の中だけで完結しないように、児童養護施設に措置されている子どもが地域の学習支援のところに行くとか、各地で広がっている子ども食堂にたまに行くことなどがあっていいのではないかな。社会的養護の子どもたちの学習支援や、施設以外の居場所作りがあってもいいと思う。

親の学び直し支援で、高卒認定試験合格のための講座受講料及び受験費用の一部支給があるが、高等技能訓練校の受験支援も入れてほしい。合格する事のハードルが高く、そのための学び直しが必要。

ひとり親家庭の親の就労と生活支援に、⑧養育費相談を加えてほしい。取り立ての制度が整備されればよいが、困難であれば、相談だけでもすべての市町村で実施してほしい。

25, 26 ページの指標の大学進学率について、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護に係る子どもと、いずれも同じ基準でデータを取っていただきたい。数字をかき上げするかのように専修学校、短大等を含めている。現実には、4年制大学には入れていない。一般世帯と生活が困難な家庭の4年制大学進学率の差が広がっているような気がするので、内訳ごとに数字を押さえていただきたい。

(中川委員)

誤解があるといけないので、施設の中だけで完結という点。児童養護施設のどこもそうだが、子どもはアルバイトもしているし、塾にも行っている。塾の先生が施設に来てくれて、受講もしている。各施設の職員は、一生懸命やっている。

20歳までは施設で生活できるが、20歳になって、自分で生活するのが難しいと思う。大学生だと自活しなければいけないし、卒業後は借金生活で、学費を返済しなければならない。そんなところも考えていただきたい。

(神原委員)

21 ページの図の中に社会的養護の子どもたちの学習支援や居場所づくりを加えていただきたい。

(伊藤委員)

社会的養護について、21 ページには養護施設と里親だけだが、社会的養護には自立援助ホームがある。施設の退所児童だけではなく、中卒で施設を出た子や里親家庭を出た子など、10代で自立しなければいけない子どもの受け皿としての施設があり、それも貧困対策会議で対策すべき。

地域との連携の中で、歯科との連携も大事。貧困家庭・虐待家庭の子どもの虫歯の罹患率が高いと言われており、国外では、大学の歯医者さんの卵と連携して無料で歯科検診をしている事例がある。

(佐々木委員)

養育費が満額支払われている世帯が4割ぐらいしかないと思う。6割が払ったり払わなかったり、もしくは全く払っていない状況。養育費自体、金額が高くないので、自分で裁判手続きを起こして差し押さえまでするのは負担が大きい。養育費はどのように決まっているか、どうやって払ってもらうか、という基礎知識を行政の窓口が持ち、アドバイスをしないといけない。要望があれば、弁護士会から、養育費の相談窓口に派遣することも検討し、専門職を使っていただきたい。強力なバックアップをしないと4割という数値は改善しない、できれば施策の中に盛り込んでほしい。

(神原会長)

「経済的困難な子ども」という文言が気になる。前回も指摘したが、国の施策は「貧困対策」、「貧困な家庭の子ども」と使われているが、貧困を経済的困難な家庭とすると支援対象を狭めてしまう。「貧困」は経済的という面だけでは捉えきれない。文化的な貧困も、人間関係の貧困も、情報の貧困も、時間の貧困もトータルに。文言を再検討してほしい。「経済的困難」としてしまうと、この言葉が一人歩きして、経済支援に狭くなってしまわないかと危惧する。例えば「生活困難な家庭の子ども」と広く捉えるような文言を考えてほしい。

生活困難な子どもたちがもれることなく、ひとり親世帯、生活保護世帯、社会的養護の子どもとわかれることなく、トータルにその支援の対象に組み込まれて、できるだけ言葉を発することができない、支援に繋がらない子どもたちも発見できて、支援に繋がるような貧困対策として、効果を期待できる計画になるように、今一度、検討、修正をお願いする。まだ、手直しするところがあるが、修正は事務局に一任することを、お認めいただきたい。来月には、パブリックコメントの予定が入っており、修正も含めて、今回、この素案を承認するというのでよいか。

ありがとうございます。時間により、終了とする。